

9

規格・規制

A standard and a limit

9-1 規格・規制

- (1) 外国為替および外国貿易法(外為法) 131
- (2) JIS B 4652
(手動式トルクツールの要求事項および試験方法) 132
- (3) ISO 6789
(Assembly tools for screws and nuts - Hand torque tools - Requirements and test methods for design conformance testing, quality conformance testing and recalibration procedure) 132
- (4) ISO / IEC 17025
(General requirements for the competence of testing and calibration laboratories) 132
- (5) ISO9001
(Quality Management System) 132
- (6) ISO14001
(Environmental Management System) 132
- (7) 海外無線規格 133
- (8) CEマーキング 133
- (9) WEEE & RoHS指令 134
- (10) REACH
(Registration, Evaluation, Authorization and Restriction of Chemicals) 134
- (11) IEC61340-5-1
(Protection of Electronic Devices from Electrostatic Phenomena - General Requirements) 134
- (12) 新電池指令
(Directive 2006 / 66 / EC) 135
- (13) 中国版RoHS指令
(電子情報製品生産汚染防止管理弁法) 135
- (14) GOST-R
(The Government Standard of Russia) 135
- (15) CCC
(China Compulsory Certification) 135

(1) 外国為替および外国貿易法 (外為法)

製品を日本国外へ輸出する場合は外国為替および外国貿易法に照らし、必要に応じて輸出許可を取らなければなりません。輸出令別表第一規制品目には“武器”または“主要供給国間で合意した軍事用途にも転用可能な高度技術汎用品”がリストされています。東日製品はこのリストに該当する製品はありません(非該当)。

しかし、輸出令別表第一に該当しない製品であってもキャッチオール規制のチェックが必要です。

キャッチオール規制の内容は食料品を除く全ての一般技術を対象とし、大量破壊兵器等の開発等に使用される恐れのある製品を対象にしています。

東日製品は(16項貨物・キャッチオール規制対象品目表)第15部第82類(卑金属製の工具…等)および第18部第90類(測定機器…等)に該当すると思われます。従って輸出する場合は以下の点を確認してください。

1. 仕向け国がホワイト国であるか?
ホワイト国とは大量破壊兵器等条約加盟国です。
2. 経済産業省からインフォーム要件が無いか?
3. 輸出される製品の最終需要者は?
“外国ユーザーリスト”(経済産業省告示第760号)を参照ください。
4. 使用目的を確認してください。

“大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例”(貿易経済協力局平成24・04・02 貿局第1号参照)

キャッチオール規制では貨物や技術の需要者や用途から見て大量破壊兵器等の開発に用いられる懸念がない場合は輸出許可の必要はありません。またホワイト国(26カ国)向けの場合にも許可を得る必要はありません。また経済産業省が輸出者に対して“許可申請が必要である”という通知をする場合があります。すなわちインフォームを受けた輸出を行う場合は必ず事前許可が必要です。

〈経済産業省、安全保障貿易管理 ホームページより抜粋〉

9-1 規格・規制

(2) JIS B 4652 (手動式トルクツールの要求事項および 試験方法)

JIS B 4650は廃止され、この規格に置き換えられました。この規格は、2003年に第3版として発行されたISO 6789を基に対応する部分については対応国際規格を翻訳し、技術的内容を変更することなく作成した日本工業規格です。

(3) ISO 6789 (Assembly tools for screws and nuts - Hand torque tools - Requirements and test methods for design conformance testing, quality conformance testing and recalibration procedure)

ねじ締結体の締付け管理に使われる手動式トルクツールの要求事項、試験方法および表示について測定許容誤差率、測定ポイント、測定方法をそれぞれ規定しています。

(4) ISO / IEC 17025 (General requirements for the competence of testing and calibration laboratories)

国際標準化機構によって策定された、試験所および校正機関の能力に関する一般要求事項の国際標準規格であり、試験所・校正機関の能力を、認定機関が認定する際の基準として利用されます。ISO / IEC 17025の認定を受けた試験所・校正機関が発行する証明書類には、認定マークを記載することができ国際的に通用する証明書としての信頼性を高めることができます。

(5) ISO9001 (Quality Management System)

ISO 9001とは、組織が品質マネジメントシステム(QMS: Quality Management System)を確立し、文書化し、実施し、かつ、維持することです。また、その品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善するために要求される規格です。

(6) ISO14001 (Environmental Management System)

ISO 14001とは、企業活動、製品及びサービスの環境負荷の低減といった環境パフォーマンスの改善を継続的に実施するシステム【環境マネジメントシステム(EMS:Environmental Management System)】を構築するために要求される規格です。

(7) 海外無線規格

表 9-1. 無線機器の各国認証取得状況

国名	当局	取得状況
日本	TELEC	FH256MC, FHLSL, FMA, FHD, FHDS, CEM3-BT, ST-BT
アメリカ	FCC	FH256MC, FHLSL, FMA, FHD, FHDS, CEM3-BT, ST-BT
タイ	NTC	FH256MC, FHLSL, FHD, FHDS, CEM3-BT, ST-BT
カナダ	IC	FH256MC, FHLSL, FMA, FHD, FHDS
EU 加盟国	CE	FH256MC, FHLSL, FHD, CEM3-BT
ロシア	FSB	FH256MC, FHD, FHDS, CEM3-BT
中国	SRRC	FH256MC, FHLSL, FHD, CEM3-BT
マレーシア	SIRIM	FH256MC, FHLSL, FHD, FHDS
韓国	KCC	FH256MC, FHLSL, FHDS
台湾	NCC	FH256MC, FHD, FHDS
インドネシア	SDPPI	FH256MC, FHLSL,
インド	WPC	FH256MC
南アフリカ	ICASA	FH256MC



認証書(一部掲載)

(2013年11月時点)



日本 (TELEC)



アメリカ (FCC)



カナダ (IC)



中国 (SRRC)



韓国 (KCC)



インドネシア (SDPPI)

(8) CE マーキング

この指令が示す安全規制に適合した製品だけが貼付できます。指令は製品の分野別に複数存在し、しかも未完成であるため、これからも新しい指令がでてくることが予想されます。EU連合によるEMC (Electromagnetic Compatibility Directive) 指令および低電圧指令、機械指令が全面強制となります。

- EMC指令：電磁波を発生するか、あるいは外部の電磁波によって機能に影響を受けるおそれのある製品に関する指令です。

- 低電圧指令：AC50～1000V、DC75～1500Vの電源で駆動する電機製品に対する技術的な事項が要求されています。
- 機械指令：工作機械、ロボット、建設機械などの産業機械を中心に、洗濯機など一般製品でも可動部に危険性が認められるものも対象となります。

(9) WEEE & RoHS 指令

WEEE 指令(廃電気電子機器指令) (Waste Electrical and Electronic Equipment)

目的は廃電気電子機器の予防で、生産を規制するものではなく、埋め立て処分などを少なくするためのリユースやリサイクルを推奨することです。このリサイクルのシステム作りはEU各国に於いて実施されています。

下記種類の電気・電子機器(electrical and electronic equipment, EEEと略す)について定めています。

カテゴリー(1) 大型家庭用電気製品

カテゴリー(2) 小型家庭用電気製品

カテゴリー(3) ITおよび通信機器

カテゴリー(4) 民生用機器

カテゴリー(5) 照明

カテゴリー(6) 電気・電動工具

カテゴリー(7) 玩具、レジャーならびに
スポーツ用機器

カテゴリー(8) 医療用機器

カテゴリー(9) 監視および制御機器

カテゴリー(10) 自動販売機

RoHS指令(有害物質使用制限指令) (Restriction of Hazardous Substances)

RoHS指令はWEEE指令に付帯する条例で、指定された有害物質を含有した製品を市場に入れられないための指令です。

1. 鉛: 1,000ppm 以下
2. 水銀: 1,000ppm 以下
3. カドミウム: 100ppm 以下
4. 六価クロム: 1,000ppm 以下
5. ポリ臭化ビフェニル(PBB): 1,000ppm 以下
6. ポリ臭化ジフェニルエーテル(PBDE):
1,000ppm 以下

東日の機械式製品は適用外製品です。電子・電気機器に関してはRoHS指令の該・非をチェックしております。

(10) REACH (Registration, Evaluation, Authorization and Restriction of Chemicals)

輸出規制であり、化学物質含有製品、有害物質発生1トン以上年間化学物質生産メーカーに制約、予備登録しておかないと、販売できません。

東日製トルクレンチ、トルクドライバには、有害化学物質を含んだ部品は、使用していません。

(11) IEC61340-5-1 (Protection of Electronic Devices from Electrostatic Phenomena - General Requirements)

静電気放電(ESD)を保護する為の一般要求事項を規定しています。

ESDは電子機器の誤作動や損傷などの問題を引き起こし、電子機器の性能を低下させる事があります。東日製の一部製品ではIEC61340-5-1の要求事項を満たしており、ESD対策品マーク(▲)があるものは規格に該当する製品であることを示します。

(12) 新電池指令 (Directive 2006/66/EC)

新電池指令とは、有害な化学物質を含有する電池および蓄電池（二次電池）を規制する指令です。規制対象は、水銀とカドミウムを含有している電池および蓄電池が組み込まれた機器でEU域内へ輸出する場合があります。ただし、国家保障に関わる機器や宇宙へ送ることを目的として設計された機器は対象外となります。

- 水銀：電池の重量に対する濃度が0.0005%（5ppm）を超える水銀を含有している電池は販売禁止です。ただし、電池の重量に対する濃度が2%以下の水銀を含有しているボタン形電池は適用除外です。
- カドミウム：電池の重量に対する濃度が0.002%（20ppm）を超えるカドミウムを含有している携帯形電池は販売禁止です。ただし、緊急照明を含む緊急警報システム、医療機器、コードレス電動工具の用途で使われる電池は適用除外です。なお、産業用電池も適用除外になります。

(13) 中国版 RoHS 指令 (電子情報製品生産汚染防止管理弁法)

中国で販売される全ての電子情報機器を対象とした規制です。規制物質と含有基準値はともにEUのRoHS指令と同等です。ただし、EUのRoHSと異なり適切な代替手段がない場合の適用除外はありません。

(14) GOST-R (The Government Standard of Russia)

GOST-Rとはロシア規格全体の総称ですが、工業製品に拠っては防爆、耐火、衛生証明、計測機器証明などが必要とされます。GOST-R認証は特定の製品に対して必要なものであり、ロシア国内への輸入や流通のためには証明書の提示が要求されます。

(15) CCC (China Compulsory Certification)

「CCC」とは中国強制製品認証制度の事です。この「CCC認証制度」は、2002年5月1日より施行され、中国国内で販売される製品の安全性に関する認証制度であり、CCC認証を取得していない製品は、中国国内での出荷、中国への輸入および販売などの商業行為が禁止されています。